

様式第6号（第5条関係）

審査結果報告書



令和5年5月8日

栗東市議会

議長 野々村 照美 様

栗東市議会政治倫理審査会

委員長 藤田 啓仁

(公印省略)

令和5年3月24日付けで付託を受けた件は審査が終了したので、栗東市議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員氏名

田中 英樹 前議長 里内 英幸 議員 梶原 美保 議員

2 審査請求事由 栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号違反

3 審査結果

・審査請求の事案の内容

里内英幸、梶原美保の両議員は令和4年12月26日開催の議会広報編集特別委員会に「会合、行事出席のため」「会合出席の先約により」の理由を付した欠席届を事前に提出し欠席したが、欠席事由に該当しない疑いがもたれている。また、同日、ゴルフ場で目撃したとの情報があり、欠席理由が虚偽であった疑念がもたれている。

田中英樹前議長は、欠席理由に虚偽の疑いがあることを知った上で、欠席届を收受した疑いがもたれている。

・審査会の経過

審査会委員名簿

	氏 名	備 考
議員	田村 隆光	栗東市民ネットワーク
議員	藤田 啓仁	新政会
議員	武村 賞	究理の会
議員	中野 光一	新政会
議員	川嶋 恵	公明栗東
議員	伊吹 裕	日本共産党栗東市議団

## 第1回審査会 3月24日（金）

委員全員出席の中、正副委員長の互選を行った。次に、議会事務局から審査請求事案の説明を受けた。その後、今後の審査の進め方として、できるだけ早い段階で審査請求者から請求内容の説明と審査対象議員から弁明を聴取し、審査会としてできるだけ多くの情報を収集することとした。

## 第2回審査会 3月28日（火）

委員全員出席の中、審査請求者から請求内容の説明を聴取し、条例第4条に規定する書類についての確認を行った。次に審査対象者である田中英樹前議長、里内英幸議員から弁明を聴取し審査請求事案の事実確認を行った。梶原美保議員については後日、弁明を聴取することとした。

## 第3回審査会 4月10日（月）

委員全員出席の中、審査対象者である梶原美保議員から弁明を聴取し審査請求事案の事実確認を行った。第2回審査会及び第3回審査会において、里内英幸議員、梶原美保議員からは提出された欠席理由が栗東市議会会議規則に定める内容でなかったことを認められ謝意を示された。欠席理由が虚偽であることの疑惑については、払拭には至らなかったため、ゴルフ場の了解を得られれば、現地へ出向き防犯カメラの映像とエントリーシートの閲覧を行うこととなつた。

ゴルフ場へ照会の結果、防犯カメラに録画機能が備わっていないため、映像情報が残っていないこと、エントリーシートは開示するが、令和4年12月26日のエントリーシートに当該当事者の記載がないことの回答を得た。

## 第4回審査会 4月27日（木）

委員全員出席の中、ゴルフ場への照会結果が報告された。次に、条例第3条第1号の違反の可否を認定するとともに、審査結果についてとりまとめることとした。

### ・審査の結果

審査の結果、里内英幸議員、梶原美保議員は、栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為であったと認定する。

田中英樹前議長は、栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はなかったと認定する。

(理由)

里内英幸議員、梶原美保議員は、令和4年12月26日開催の議会広報編集特別委員会に「会合、行事出席のため」「会合出席の先約により」の理由を付した欠席届を事前に提出し欠席した。欠席理由が虚偽であったかどうかについては、ゴルフ場への照会結果から客観的証拠等ではなく、虚偽であったと判断することはできないが、議員としては、特別委員会への出席を優先すべきであり、栗東市議会会議規則第91条に規定する欠席事由「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」にも該当しない。

また、令和5年2月14日に開催の全員協議会において、欠席事由確認のため問われた回答において、その会合や行事の具体的な内容を明らかにすることなく、欠席事由に該当する明確な回答をされなかった。

このことは、栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことに反する。

したがって、今回の行為は市民の負託を受けている議員としての自覚を欠いた行為であり、市民の議会に対する信頼を損なうものであると認められる。

他方では、今回の事案が新聞報道され、広く知れ渡る中、市議会議員一般選挙で審判を受けたと考える。また、政治倫理審査会においてもこのことについて謝罪し、深く反省されていることも認められる。

よって、本審査会としては、上記の諸事情を総合的に考慮した結果、里内英幸議員、梶原美保議員に対して、議会がなすべき措置としては、議長からの訓告が相当と判断する。

次に、田中英樹前議長は、欠席届を收受したもの議会広報編集特別委員会委員長が受理したものを受けたにすぎず、栗東市議会議員政治倫理条例第3条第1号に掲げる市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことに反したとまでは言えない。

なお、今回の事案は、市民から負託を受けている議員であり、公人であることの自覚に欠けた行為である。このことを受け、栗東市議会基本条例及び栗東市議会会議規則の趣旨を踏まえ欠席理由を明確にすることはもとより、栗東市議会全体として、今一度、政治倫理の規範を顧みる機会とし、今後の議員活動、議会活動において、市政に携わる権能と責務を深く自覚したうえで、政治倫理基準の遵守について認識を深め、市民の信頼回復に努めるべきであることを意見として申し添える。